

参議院議院運営委員会會議録第四号

平成十五年十月十日(金曜日)
午前九時四十分開会

委員の異動

十月九日

補欠選任

森 ゆうこ君

辞任

大江 康弘君

出席者は左のとおり。

委員長 宮崎 秀樹君
理事 金田 勝年君
小斉平敏文君
溝手 顕正君
谷林 正昭君
築瀬 進君
魚住裕一郎君
小池 晃君
入澤 肇君
大仁田 厚君
岡田 広君
小林 温君
田村 公平君
田村耕太郎君
西銘順志郎君
野上浩太郎君
松山 政司君
小林 元君
佐藤 泰介君
信田 邦雄君
羽田雄一郎君
藤原 正司君

副大臣

総務副大臣 田端 正広君
厚生労働副大臣 森 英介君

事務局側

事務 総長	川村 良典君
事務 次長	石堂 武昭君
議事 部長	阿部 隆洋君
委員 部長	高山 達郎君
記録 部長	山口 一夫君
警務部長心得	橋本 雅史君
庶務 部長	小幡 幹雄君
管理 部長	田中 英明君
国際 部長	本田 均君

本日の会議に付した案件

- 電波監理審議会委員の任命同意に関する件
- 中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件
- 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 国会職員給与等に関する規程の一部改正に関する件
- 本日の本会議の議事に関する件
- 委員長(宮崎秀樹君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

まず、電波監理審議会委員及び中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件を議題といたします。

副大臣の説明を求めます。まず、総務副大臣田端正広君。

○副大臣(田端正広君) 電波監理審議会委員篠原滋子君は四月二十三日辞職いたしました。その後任として浮川初子君を任命し、また、濱田純一君は十一月九日任期満了となりますが、同君を再任したいので、電波法第九十九条の第三項の規定により、両議院の同意を求めため本件を提出いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに同意されますようお願いいたします。

よろしく願います。

○委員長(宮崎秀樹君) 次に、厚生労働副大臣森英介君。

○副大臣(森英介君) 中央社会保険医療協議会委員の公益を代表する委員の星野進保君は十一月三十日に任期満了となりますが、同君を再任いたしました。社会保険医療協議会法第三条第五項の規定により、両議院の同意を求めため本件を提出いたしました。

以上、何とぞ、速やかに御審議いただくようお願いいたします。

○委員長(宮崎秀樹君) ただいま説明の人事案件につきまして、これより採決を行います。

まず、電波監理審議会委員の任命について同意を与えることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(宮崎秀樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次に、中央社会保険医療協議会委員の任命について同意を与えることに賛成の諸君の挙手を願います。

まず。

〔賛成者挙手〕

○委員長(宮崎秀樹君) 多数と認めます。よって、本件は同意を与えることに決定いたしました。

○委員長(宮崎秀樹君) 次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(川村良典君) 便宜私から御説明申し上げます。

本案は、政府職員に準じて国会議員の秘書の給料月額を改定するとともに、通勤手当を改正前の月額に据え置こうとするものでございます。

以上でございます。

○委員長(宮崎秀樹君) これより採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(宮崎秀樹君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(宮崎秀樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(宮崎秀樹君) 次に、国会議員の給与等に関する規程の一部改正に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(川村良典君) 御説明申し上げます。

本件は、政府職員の例に準じまして国会職員の給料月額を平均一・一%引き下げるとともに、期末手当等の支給割合を引き下げる等の措置を講じようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長(宮崎秀樹君) これより採決を行います。

ただいまの事務総長説明のとおり改正することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(宮崎秀樹君) 多数と認めます。よつて、さよう決定いたしました。

○委員長(宮崎秀樹君) 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

○事務総長(川村良典君) 御説明申し上げます。

本日の議事は、最初に、国家公務員等の任命に関する件でございます。電波監理審議会委員及び中央社会保険医療協議会委員計三名の任命に関する同意についてお諮りいたします。採決は、お手元の資料のとおり二回に分けて行います。

次に、日程第一及び第二を一括して議題とした後、総務委員長が報告されます。採決は二回に分けて行います。

次に、日程第三について、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第四及び第五を一括して議題とした後、法務委員長が報告されます。採決は両案を一括して行います。

次に、日程第六について、外交防衛委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第七について、厚生労働委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第八について、国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員長が報告されます。次いで、川橋幸子君、中川義雄君、小泉親司君各々十分の討論の後、採決いたします。

次に、先ほど本委員会を議了いたしました国会議員秘書給与法改正案の緊急上程でございます。まず、本案を日程に追加して議題とすることを異議の有無をもつてお諮りいたします。異議がないと決しますと、議院運営委員長が報告された後、採決いたします。

次に、委員会の調査を閉会中も継続するの件でございます。本件は、災害対策特別委員長要求のとおり決することを異議の有無をもつてお諮りいたします。

なお、本日の国家公務員等の任命に関する件及び議案の採決は、いずれも押しボタン式投票をもつて行います。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約五十五分の見込みでございます。

○委員長(宮崎秀樹君) ただいまの事務総長説明のとおり本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(宮崎秀樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午前九時四十五分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕

〔参照〕

電波監理審議会委員及び中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件

電波監理審議会委員 浮川 初子君

同 濱田 純一君
中央社会保険医療協議会委員 星野 進保君

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 給料表の改定

別表第一及び別表第二の全給料月額を特別職の秘書官に準じて改定すること。(別表第一及び別表第二関係)

二 通勤手当の特例

議員秘書の通勤手当については、当分の間、改正前の一般職給与法第十二条第二項第一号に掲げる通勤手当の月額に据え置くこと。(附則第二十一項関係)

三 施行期日等
1 この法律は、公布の日から起算する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日から施行すること。ただし、二は、平成十六年四月一日から施行すること。(附則関係)
2 その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

第一条 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	一	三六八、二〇〇円
二	二	三八八、六〇〇円
一	一	四五〇、三〇〇円
二	二	四六一、九〇〇円
三	三	四七三、四〇〇円

別表第二(第三条関係)

二	四	四八五、〇〇〇円
五	五	四九六、五〇〇円
六	六	五〇八、一〇〇円
七	七	五一九、六〇〇円
八	八	五二七、三〇〇円
九	九	五三五、〇〇〇円
一	一	五五四、四〇〇円
二	二	五六七、〇〇〇円
三	三	五七五、四〇〇円
四	四	五八三、八〇〇円

級	号給	給料月額
一	一	二七六、五〇〇円
二	二	二八六、九〇〇円
一	一	三二七、一〇〇円
二	二	三三五、五〇〇円
三	三	三四三、九〇〇円
四	四	三五二、二〇〇円
五	五	三六〇、六〇〇円
一	一	三九一、三〇〇円
二	二	四〇〇、六〇〇円
三	三	四〇九、九〇〇円
四	四	四一九、二〇〇円
五	五	四二五、四〇〇円

第二条 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。
第十一条中「通勤手当の月額」を「一箇月当たりの通勤手当の額」に改める。
附則に次の一項を加える。

(通勤手当の特例)

21 議員秘書の通勤手当については、当分の間、第十一条中「一般職給与法第十二条第二項第一号に掲げる一箇月当たりの通勤手当の額」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号)による改正前の一般職給与法第十二条第二項第一号に掲げる通勤手当の月額」とする。

附則

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(平成十五年十二月に受ける期末手当に関する特例措置)

2 第一条の規定による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律第十四条第一項の規定により平成十五年十二月に受ける期末手当の額の算定については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号)附則第五項及び第六項の規定の例による。

理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給与の額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号(第一条関係))
 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

改正案

現行

別表第一(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	一	三六八、二〇〇円
一	二	三八八、六〇〇円
二	一	四五〇、三〇〇円
二	二	四六一、九〇〇円
三	一	四七三、四〇〇円
三	二	四八五、〇〇〇円
四	一	四九六、五〇〇円
四	二	五〇八、一〇〇円
五	一	五一九、六〇〇円
五	二	
六	一	
六	二	
七	一	
七	二	

別表第一(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	一	三七二、五〇〇円
一	二	三九三、三〇〇円
二	一	四五五、八〇〇円
二	二	四六七、五〇〇円
三	一	四七九、二〇〇円
三	二	四九〇、八〇〇円
四	一	五〇二、五〇〇円
四	二	五一四、二〇〇円
五	一	五二五、九〇〇円
五	二	
六	一	
六	二	
七	一	
七	二	

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	一	二七六、五〇〇円
一	二	二八六、九〇〇円
二	一	三二七、一〇〇円
二	二	三三五、五〇〇円
三	一	三四三、九〇〇円
三	二	三五二、二〇〇円
四	一	三六〇、六〇〇円
四	二	
五	一	三九一、三〇〇円
五	二	四〇〇、六〇〇円
六	一	四〇九、九〇〇円
六	二	四一九、二〇〇円
七	一	四二五、四〇〇円
七	二	
八	一	五二七、三〇〇円
八	二	五三五、〇〇〇円
九	一	五五四、四〇〇円
九	二	五六七、〇〇〇円
十	一	五七五、四〇〇円
十	二	五八三、八〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	一	二七九、六〇〇円
一	二	二九〇、一〇〇円
二	一	三三〇、七〇〇円
二	二	三三九、二〇〇円
三	一	三四七、七〇〇円
三	二	三五六、二〇〇円
四	一	三六四、七〇〇円
四	二	
五	一	三九五、七〇〇円
五	二	四〇五、一〇〇円
六	一	四一四、五〇〇円
六	二	四二三、九〇〇円
七	一	四三〇、二〇〇円
七	二	
八	一	五三三、七〇〇円
八	二	五四一、五〇〇円
九	一	五六一、一〇〇円
九	二	五七三、九〇〇円
十	一	五八二、四〇〇円
十	二	五九〇、九〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	一	二七六、五〇〇円
一	二	二八六、九〇〇円
二	一	三二七、一〇〇円
二	二	三三五、五〇〇円
三	一	三四三、九〇〇円
三	二	三五二、二〇〇円
四	一	三六〇、六〇〇円
四	二	
五	一	三九一、三〇〇円
五	二	四〇〇、六〇〇円
六	一	四〇九、九〇〇円
六	二	四一九、二〇〇円
七	一	四二五、四〇〇円
七	二	
八	一	五二七、三〇〇円
八	二	五三五、〇〇〇円
九	一	五五四、四〇〇円
九	二	五六七、〇〇〇円
十	一	五七五、四〇〇円
十	二	五八三、八〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	一	二七九、六〇〇円
一	二	二九〇、一〇〇円
二	一	三三〇、七〇〇円
二	二	三三九、二〇〇円
三	一	三四七、七〇〇円
三	二	三五六、二〇〇円
四	一	三六四、七〇〇円
四	二	
五	一	三九五、七〇〇円
五	二	四〇五、一〇〇円
六	一	四一四、五〇〇円
六	二	四二三、九〇〇円
七	一	四三〇、二〇〇円
七	二	
八	一	五三三、七〇〇円
八	二	五四一、五〇〇円
九	一	五六一、一〇〇円
九	二	五七三、九〇〇円
十	一	五八二、四〇〇円
十	二	五九〇、九〇〇円

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文
 ○国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)(第二条関係)

改正案	現行
(通勤手当) 第十一条 議員秘書は、通勤手当月額として、一般職給与法第十二条第二項第一号に掲げる一箇月当たりの通勤手当の額の最高の百分の六十に相当する額を受ける。 附則 1520 略 (通勤手当の特例) 21 議員秘書の通勤手当については、当分の間、第十一条中「一般職給与法第十二条第二項第一号に掲げる一箇月当たりの通勤手当の額」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号)による改正前の一般職給与法第十二条第二項第一号に掲げる通勤手当の月額」とする。	(通勤手当) 第十一条 議員秘書は、通勤手当月額として、一般職給与法第十二条第二項第一号に掲げる通勤手当の月額の最高額の百分の六十に相当する額を受ける。 附則 1520 略

国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程案

第一条 国会職員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定の一部を次のように改正する。

第七条の第三第二項中「百分の百八十」を「百分の百六十」に、「百分の百七十」を「百分の百四十五」に、「百分の百五十」を「百分の百二十五」に改め、同条第三項中「百分の百七十」とあるのは「百分の九十」と、「百分の百四十五」とあり、及び「に」「百分の百五十」を「百分の百二十五」に、「百分の八十」を「百分の六十五」に改める。
 第七条の五第二項中「百分の百八十」を「百分の百六十」に改め、同条第三項中「百分の百八十」を「百分の百六十」に、「百分の九十五」を「百分の八十五」に改める。
 第十五条第一項中「三万八千四百円」を「三万七千九百円」に改める。
 別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 特別給料表(第一条関係)

職名	給料月額額
国立国会図書館の館長	一、六二六、〇〇〇円
各議院事務局の事務総長	一、五九一、五〇〇円

別表第二 指定職給料表(第一条関係)

号	給料月額額
1	573,000円
2	636,000
3	704,000
4	783,000
5	843,000
6	906,000
7	991,000
8	1,069,000
9	1,146,000
10	1,227,000
11	1,301,000

各議院法制局の法制局長	一、五五七、〇〇〇円
各議院事務局の常任委員会専門員	一、二六四、〇〇〇円
国立国会図書館の専門調査員	一、一四六、〇〇〇円
各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事	一、〇六九、〇〇〇円
十一号給	九八一、〇〇〇円
十号給	六〇九、四〇〇円
九号給	五七四、二〇〇円
八号給	五三九、二〇〇円
七号給	五〇五、〇〇〇円
六号給	四七〇、四〇〇円
五号給	四三一、一〇〇円
四号給	三八八、六〇〇円
三号給	三四七、八〇〇円
二号給	三一三、一〇〇円
一号給	二八六、九〇〇円
十一号給	二六六、〇〇〇円

備考 この表は、各議院事務局の事務次長その他の職を占める国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第三 行政職給料表(第一条関係)

イ 行政職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 職 以 外 の 職 員	1	円 —	円 —	184,400	218,200	235,700	256,300	275,600	296,800	330,300	367,900	416,000
	2	134,400	170,700	191,400	226,200	244,600	265,200	284,800	306,800	342,300	380,000	430,200
	3	138,800	177,400	198,600	234,600	253,700	274,200	294,300	316,900	354,200	392,200	444,500
	4	143,300	184,400	205,700	243,500	262,300	283,300	304,100	327,200	366,000	404,400	458,800
	5	148,500	190,200	213,300	252,500	270,800	292,400	313,800	337,600	377,600	416,700	472,700
	6	154,300	195,500	221,100	260,900	279,400	301,600	323,700	348,000	389,000	428,700	486,700
	7	160,200	200,700	229,000	269,300	288,000	310,900	333,600	357,800	400,500	440,500	500,500
	8	166,500	205,800	236,400	277,600	296,400	320,200	343,300	367,300	412,100	451,700	514,400
	9	171,100	210,700	242,800	285,700	304,800	329,500	352,700	376,700	423,500	462,800	528,200
	10	174,600	215,100	249,200	293,600	313,100	338,700	361,900	386,000	434,300	473,400	542,000
	11	177,600	219,500	255,400	301,300	321,100	348,000	370,900	395,300	444,000	482,900	553,100
	12	180,300	223,700	260,900	308,600	328,500	357,200	379,600	404,600	453,400	491,600	560,200
	13	182,800	228,000	266,400	315,600	335,900	366,100	388,000	413,200	461,100	499,000	567,100
	14	184,800	231,200	271,400	322,400	343,100	374,800	395,000	421,100	467,500	505,900	573,100
	15	186,800	234,100	276,500	328,400	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
	16	188,400	237,200	281,000	334,000	353,300	387,800	405,200	432,500	478,500		
	17		240,100	285,000	337,600	357,300	392,800	409,400	436,300	482,800		
	18		243,000	288,700	340,900	360,600	396,200	412,900	440,000	486,900		
	19		244,800	291,900	344,000	363,400	399,700	416,600	443,900			
	20			294,200	346,300	366,300	403,100	420,100	447,500			
	21			296,100	348,500	368,800	406,500	423,600	451,100			
	22			298,100	350,800	371,300	409,900	427,100				
	23			300,000	353,000	373,800	413,300					
	24			302,000	355,200	376,400	416,700					
	25			303,900	357,600	379,000						
	26			305,700	359,800	381,600						
	27			307,600	362,100							
	28			309,600	364,300							
	29			311,500								
	30			313,400								
	31			315,300								
	32			317,100								
再 任 職 員		150,100	187,400	215,300	251,700	269,000	292,800	309,700	331,300	365,800	400,400	453,100

備考(一) この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用する。ただし、第十五条に規定する国会職員を除く。

(二) 3級の1号給を受ける国会職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた国会職員で両議院の議長が協議して定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、179,800円とする。

ロ 行政職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 職員 以外 の 職員	1	円 —	円 165,000	円 183,700	円 201,200	円 226,300	円 254,600
	2	120,600	171,800	189,600	207,200	233,200	261,900
	3	124,300	177,700	195,400	213,400	240,100	269,200
	4	128,100	183,700	201,100	220,000	247,200	277,200
	5	131,900	189,000	207,100	226,200	253,900	285,200
	6	136,000	193,900	213,300	232,900	260,700	293,500
	7	140,700	198,900	219,900	239,100	267,300	301,900
	8	145,500	204,200	225,700	244,900	273,500	310,000
	9	151,500	209,400	231,800	250,600	279,200	318,000
	10	157,500	214,500	237,600	256,400	284,600	325,500
	11	164,700	219,900	243,100	261,700	290,100	333,000
	12	171,400	224,900	248,700	266,800	295,400	340,000
	13	177,200	229,700	253,800	271,800	300,700	347,000
	14	182,700	234,500	258,900	276,700	305,600	353,100
	15	187,400	239,300	263,700	281,400	310,200	359,200
	16	191,800	243,400	268,200	286,100	314,800	365,100
	17	196,200	247,400	272,900	290,100	319,000	370,700
	18	200,000	251,200	277,500	293,600	323,300	376,000
	19	203,600	254,400	281,800	296,800	327,300	380,900
	20	206,500	256,700	285,400	299,700	331,000	385,400
	21	209,500	258,800	288,000	302,500	334,400	389,800
	22	212,300	260,700	290,300	305,100	337,500	394,000
	23	215,200	262,000	292,600	307,800	339,900	397,200
	24	217,900	263,400	294,600	310,200	342,400	
	25	220,200	265,000	296,600	312,600	344,600	
	26	222,300	266,700	298,500	314,700	347,000	
	27	224,400	268,300	300,300	316,800	349,200	
	28	226,600	270,000	302,200	318,700		
	29	228,500	271,500	304,000	320,900		
	30	230,500	273,100	305,900	323,100		
	31	232,400	274,700	307,700	325,100		
	32	234,000	276,400				
	33		277,900				
再任 職員		193,300	204,800	212,100	228,500	253,800	286,800

備考 この表は、機器の運転操作その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第四 速記職給料表(第一条関係)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 職員 以外 の 職員	1	円 —	円 —	円 184,400	円 226,200	円 263,500	円 295,000	円 327,700	円 349,400
	2	148,500	170,700	191,400	234,600	273,300	305,500	338,100	359,800
	3	154,300	177,400	198,600	243,800	283,400	316,000	348,500	369,700
	4	160,200	184,400	205,700	253,500	293,100	326,400	358,500	379,600
	5	166,500	190,200	213,300	263,100	302,500	336,800	368,200	390,300
	6	171,100	195,500	221,100	272,700	311,900	347,200	377,900	403,500
	7	174,600	200,700	229,000	282,300	321,100	357,200	387,600	414,400
	8	177,400	205,800	236,300	291,800	330,200	366,900	398,600	424,900
	9	180,100	210,700	242,600	301,000	338,900	376,400	407,900	434,700
	10	181,500	214,800	248,700	310,200	347,500	385,600	413,900	443,800
	11		217,700	254,300	319,100	355,900	394,700	419,400	452,600
	12		219,700	258,600	327,800	363,200	403,100	424,400	459,000
	13		221,500	262,400	335,800	368,600	407,300	429,000	465,300
	14		223,200	265,600	343,800	373,400	410,600	433,500	471,600
	15		224,900	268,800	350,400	377,900	413,800	437,900	476,300
	16			271,100	355,800	381,200	416,900	442,300	480,600
	17			273,400	360,000	384,500	420,400	446,400	484,900
	18			275,800	363,300	387,700	423,800	450,200	489,200
	19			278,000	366,400	390,800	427,400		493,500
	20			279,900	369,400	393,900	431,000		497,800
	21			281,800	372,400	396,900	434,500		502,100
	22			283,600	375,100	399,900			506,400
	23			285,500	377,600	402,900			510,500
	24			287,300	380,600				
	25			288,900	383,400				
	26			290,600	386,200				
	27			292,300	388,900				
	28			294,100					
	29			296,000					
再任 職員		155,400	182,500	209,900	263,800	294,800	325,800	354,100	385,600

備考 この表は、速記に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第五 議院警察職給料表(第一条関係)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 職員 以外 の 職員	1	円 —	円 —	231,000	257,900	286,400	310,900	337,200
	2	156,900	198,500	238,900	267,000	296,300	320,800	347,300
	3	164,500	206,600	247,600	276,000	306,200	330,900	357,500
	4	172,100	214,700	256,600	285,200	316,100	341,000	367,700
	5	179,300	222,000	265,700	294,300	326,200	351,100	377,800
	6	188,400	229,400	274,600	303,900	336,200	361,200	387,600
	7	198,300	237,000	283,700	312,800	346,200	371,300	397,400
	8	205,700	244,900	292,800	321,800	356,200	381,100	407,000
	9	213,100	253,100	301,900	331,200	366,100	390,900	417,100
	10	220,200	261,300	310,200	340,500	375,700	400,500	427,200
	11	226,900	269,600	318,900	349,600	385,400	410,500	437,300
	12	234,000	277,900	327,900	358,700	395,000	420,300	446,700
	13	241,700	286,100	337,000	367,500	404,700	429,700	455,400
	14	248,600	294,200	346,000	376,500	414,100	438,000	464,000
	15	256,400	302,400	354,900	386,000	423,000	446,000	472,000
	16	264,300	310,900	363,700	395,700	431,100	453,200	478,400
	17	272,100	319,200	372,600	403,000	438,800	458,800	484,700
	18	279,800	327,500	382,100	410,000	445,400	463,500	488,700
	19	286,900	335,400	391,800	415,900	450,600	467,700	492,400
	20	293,900	342,900	399,100	421,700	455,200	471,100	496,100
	21	300,700	350,300	406,100	426,000	458,800	474,300	499,900
	22	307,300	358,000	411,900	429,600	462,200	477,900	503,500
	23	314,000	365,600	417,700	432,900	465,300	481,600	
	24	320,400	373,100	421,200	436,000	468,700	485,100	
	25	326,600	380,200	424,300	439,100	472,300		
	26	333,000	387,100	427,200	442,000	475,700		
	27	339,400	392,900	430,200	445,000			
	28	345,800	398,600	433,200				
	29	351,800	402,100	436,100				
	30	357,200	405,200	438,900				
	31	361,900	408,100					
	32	366,300	411,100					
	33	370,800	414,100					
	34	373,300	416,900					
	35	375,900	419,600					
	36	378,400						
	37	381,000						
	38	383,500						
再任 職員		253,100	263,100	279,400	301,000	329,700	350,300	374,200

備考 この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

第二条 国会議員の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。

第七条の第三項中「百分の百七十」を「百分の百六十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に、「百分の百五十」を「百分の百六十」に、「百分の百四十」を「百分の百五十」に、「百分の百三十五」を「百分の百四十」に、「百分の百二十五」を「百分の百三十五」に、「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百十五」を「百分の百二十」に、「百分の百十」を「百分の百十五」に、「百分の百五」を「百分の百十」に、「百分の百」を「百分の百五」に、「百分の五十」を「百分の百」に、「百分の四十」を「百分の五十」に、「百分の三十」を「百分の四十」に、「百分の二十」を「百分の三十」に、「百分の十」を「百分の二十」に、「百分の五」を「百分の十」に、「百分の一」を「百分の五」に改める。

第七條の五第二項中「百分の百七十」を「百分の百六十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に改め、同条第三項中「百分の百七十」を「百分の百六十」に、「百分の九十」を「百分の八十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に、「百分の八十五」を「百分の九十五」に改める。

附則

(施行期日)
1 この規程は、平成十五年 月 日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(最高号給を超える給料月額等の切替え等)
2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた国会議員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、両議院の議長が協議して定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)
3 施行日前に職務の級を異にして異動した国会議員及び両議院の議長が協議して定めるこれに準ずる国会議員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必ず

要と認められる限度において、両議院の議長が協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(国会議員が受けていた号給等の基礎)
4 前二項の規定の適用については、国会議員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の国会議員の給与等に関する規程又は国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程(平成十年十月九日両院議長決定)附則第八項及び第九項並びにこれらに基づく定めに従って定められたものでなければならぬ。

(平成十五年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)
5 平成十五年十二月に支給する期末手当又は期末特別手当(以下この項において「期末手当等」という。)の額は、第一条の規定による改正後の国会議員の給与等に関する規程第七条の第三項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで、第七條の五第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで又は第十四条の規定にかかわらず、これらの規定(同規程第十四条第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号)附則第五項及び第六項の規定を除く。)により算定される期末手当等の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(両議院の議長が協議して定める国会議員にあつては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一 平成十五年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に新たに国会議員となつた者(同年四月一日に在職していた国会議員で任用の事情を考慮して両議院の議長が協議し

て定めるものを除く。)にあつては、新たに国会議員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち両議院の議長が協議して定める日)において国会議員が受けるべき給料、扶養手当、給料の特別調整額、調整手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当(国会議員の給与等に関する規程第七条の規定によりその例によることとされる一般職の職員給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。)の月額の合計額に百分の一・〇七を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数(同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間その他の両議院の議長が協議して定める期間がある国会議員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して両議院の議長が協議して定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成十五年六月に支給された期末手当及び勤労手当の合計額又は期末特別手当の額に百分の一・〇七を乗じて得た額

国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程案新旧対照条文
国会議員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定(第一条関係))

改正案	現行
第七条の三 略 期末手当の額は、期末手当基礎額に、特別給料表の適用を受ける国会議員各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。については、六月に支給する場合においては百分の百七十、十二月に支給する場合には百分の百六十を乗じて得た額、それ以外の国会議員については、六月に支給する場合には百分の百五十五、十二月に支給する場合には百分の百四十五を乗じて得た額(行政職	第七条の三 略 期末手当の額は、期末手当基礎額に、特別給料表の適用を受ける国会議員(各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。については、六月に支給する場合においては百分の百七十、十二月に支給する場合には百分の百八十を乗じて得た額、それ以外の国会議員については、六月に支給する場合には百分の百五十五、十二月に支給する場合には百分の百七十を乗じて得た額(行政職

分の一・〇七を乗じて得た額
三 平成十五年七月に支給された国会特別手当の額に百分の一・〇七を乗じて得た額

6 平成十五年四月一日から同年十二月一日までの間において一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける者その他両議院の議長が協議して定める者であつた者から引き続き新たに国会議員となつた者で任用の事情を考慮して両議院の議長が協議して定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける者その他両議院の議長が協議して定める者との権衡を考慮して両議院の議長が協議して定める額」と、「第一号に掲げる額」とあるのは、「第一号に掲げる額及び当該両議院の議長が協議して定める額の合計額」とする。

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

給料表・の適用を受ける国会職員でその職務の級が九級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける国会職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの国会職員のうち、両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合においては百分の百三十五、十二月に支給する場合には百分の百二十五を乗じて得た額に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(一号から四号 略)

再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百四十五」とあり、及び「百分の百三十五」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の六十五」とする。

(第四項から第六項 略)

第七条の五 略

期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百七十、十二月に支給する場合には百分の百六十を乗じて得た額に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ本属長が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める額を減じて得た額）とする。

(一号、四号 略)

再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百七十」とあるの

料表・の適用を受ける国会職員でその職務の級が九級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける国会職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの国会職員のうち、両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合においては百分の百三十五、十二月に支給する場合には百分の百五十を乗じて得た額に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(一号から四号 略)

再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百七十」とあるのは「百分の九十」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の八十」とする。

(第四項から第六項 略)

第七条の五 略

期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百七十、十二月に支給する場合には百分の百八十を乗じて得た額に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ本属長が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める額を減じて得た額）とする。

(一号、四号 略)

再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百七十」とあるの

は「百分の九十二」と、「百分の百六十一」とあるのは「百分の八十五」とする。

(第四項から第七項 略)

第十五条 非常勤の国会職員（再任用短時間勤務職員を除く。）については、勤務一日につき三万七千九百円（その額により難い特別の事情があるものとして両議院の議長が協議して定める場合にあつては、十万円）を超えない範囲内において、本属長が手当を支給することができる。ただし、長期にわたり雇用される者については、雇用の条件を勘案し、手当を月額で定めることができる。

(第二項及び第三項 略)

は「百分の九十五」と、「百分の百八十」とあるのは「百分の九十五」とする。

(第四項から第七項 略)

第十五条 非常勤の国会職員（再任用短時間勤務職員を除く。）については、勤務一日につき三万八千四百円（その額により難い特別の事情があるものとして両議院の議長が協議して定める場合にあつては、十万円）を超えない範囲内において、本属長が手当を支給することができる。ただし、長期にわたり雇用される者については、雇用の条件を勘案し、手当を月額で定めることができる。

(第二項及び第三項 略)

国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程案新旧対照条文

国会職員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定）（第一条関係）

改正案

第七条の三 略

期末手当の額は、期末手当基礎額に、特別給料表の適用を受ける国会職員（各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。）については、六月に支給する場合には百分の百六十、十二月に支給する場合には百分の百七十を乗じて得た額、それ以外の国会職員については、六月に支給する場合には百分の百四十、十二月に支給する場合には百分の百六十を乗じて得た額（行政職給料表・の適用を受ける国会職員でその職務の級が九級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける国会職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの国会職員のうち、両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合には百分の百二十、十二月に支給する場合には

現行

第七条の三 略

期末手当の額は、期末手当基礎額に、特別給料表の適用を受ける国会職員（各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。）については、六月に支給する場合には百分の百七十、十二月に支給する場合には百分の百六十を乗じて得た額、それ以外の国会職員については、六月に支給する場合には百分の百五十五、十二月に支給する場合には百分の百四十五を乗じて得た額（行政職給料表・の適用を受ける国会職員でその職務の級が九級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける国会職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの国会職員のうち、両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合には百分の百三十五、十二月に支給する

おいては百分の百四十を乗じて得た額に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(二号から四号 略)

再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」とする。

(第四項から第六項 略)

第七条の五 略

期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の百七十を乗じて得た額に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ本属長が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める額を減じて得た額)とする。

(一号から四号 略)

再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百六十」とあるのは「百分の八十」と、「百分の百七十」とあるのは「百分の九十五」とする。

(第四項から第七項 略)

場合においては百分の百二十五を乗じて得た額に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(二号から四号 略)

再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百四十五」とあり、及び「百分の百三十五」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の六十五」とする。

(第四項から第六項 略)

第七条の五 略

期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百七十、十二月に支給する場合においては百分の百六十を乗じて得た額に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ本属長が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める額を減じて得た額)とする。

(一号から四号 略)

再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百七十」とあるのは「百分の九十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の八十五」とする。

(第四項から第七項 略)

十月十日(金)の議事予定
国家公務員等の任命に関する件(同意)
電波監理審議会委員

浮川 初子君
濱田 純一君

中央社会保険医療協議会委員 星野 進保君
日程第一 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十六部 議院運営委員会会議録第四号 平成十五年十月十日 (参議院)

日程第二 特別職の職員の給与に関する法律及び二千五百年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第三 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

日程第四 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第五 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第六 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第七 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第八 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案(第百五十六回国会内閣提出、第百五十七回国会衆議院送付)

討論 川橋 幸子君(民) 一〇分
中川 義雄君(自) 一〇分
小泉 親司君(共) 一〇分

(緊急上程予定)
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

委員会の調査を閉会中も継続するの件

十月八日日本委員会に左の案件が付託された。
一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
別表第一及び別表第二を次のように改める。
別表第一(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	一	三六八、二〇〇円
二	二	三八八、六〇〇円
一	一	四五〇、三〇〇円
二	二	四六一、九〇〇円
三	三	四七三、四〇〇円
四	四	四八五、〇〇〇円
五	五	四九六、五〇〇円
六	六	五〇八、一〇〇円
七	七	五一九、六〇〇円
八	八	五二七、三〇〇円
九	九	五三五、〇〇〇円
一	一	五五四、四〇〇円
二	二	五六七、〇〇〇円
三	三	五七五、四〇〇円
四	四	五八三、八〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	一	二七六、五〇〇円
	二	二八六、九〇〇円
二	一	三三七、一〇〇円
	二	三三五、五〇〇円
	三	三四三、九〇〇円
	四	三五二、二〇〇円
	五	三六〇、六〇〇円
三	一	三九一、三〇〇円
	二	四〇〇、六〇〇円
	三	四〇九、九〇〇円
	四	四一九、二〇〇円
	五	四二五、四〇〇円

第二条 国会議員の秘書の給与等に関する法律の

一部を次のように改正する。

第十一条中「通勤手当の月額」を「一箇月当たりの通勤手当の額」に改める。

附則に次の一項を加える。

(通勤手当の特例)

21 議員秘書の通勤手当については、当分の間、第十一条中「一般職給与法第十二条第二項第一号に掲げる一箇月当たりの通勤手当の額」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十五年

法律第 号)による改正前の一般職給与法第十二条第二項第一号に掲げる通勤手当の月額」とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。(平成十五年十二月に受ける期末手当に関する特例措置)

2 第一条の規定による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律第十四条第一項の規定により平成十五年十二月に受ける期末手当の額の算定については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号)附則第五項及び第六項の規定の例による。